

みなさんの街です。みなさんの
心がけしだいで街は美しくなります。

屋外広告物 ってなあに？

都市計画課屋外広告物担当(☎66-1142)
管理課道路占用担当(☎66-1143)

2月15日号でもご紹介しましたが「屋外広告物」とは、
屋外に表示する、ポスターやはり紙、はり札、立看板、
広告塔、広告板などの広告をいいます。

今号では、屋外広告物に関する細かな規定等について、
もう少し詳しくご紹介しましょう。

屋外広告物が無秩序・無制限に表示されることによって、街の景観が損なわれる恐れがあります。これを防止するために屋外広告物法が定められており、愛知県では、この法律に基づいて、屋外広告物条例を定め、掲出について禁止区域や禁止物件などの規制をしています。

出せない屋外広告物は…

次のような屋外広告物は、掲出することができません。
・著しく汚染、退色または塗料の剥離したもの。
・著しく破損または老朽化したもの。

・倒壊または落下の恐れのあるもの。
・交通の安全を阻害する恐れのあるもの。

屋外広告物を出すときは…

皆さんが広告を出そうとする場所が、原則として広告の出せない「禁止地域」や許可の必要な「許可地域」になっている場合があります。事前に、市役所都市計画課にご相談ください。

条例の規制・三つの柱

美しく安全で住みよい街をつくるため、条例の規制には大きく分けて三つの柱があります。

1 禁止地域等は…

次の地域では、原則として屋外広告物の表示・設置ができません。

- ① 道路沿線で見渡せる地域
ア、国道247号の区間とその両側100メートル未満(一部地域を除きます)
- ② 鉄道沿線で見渡せる地域
ア、新幹線の全区間と両側500メートル未満(一部地域を除きます)
イ、JR東海道本線の区間と両側100メートル未満(一部地域を除きます)
ウ、名古屋鉄道蒲郡線の全区間

2 禁止物件は…

次の物には、原則として屋外広告物の表示・設置が禁止されています。

- ① 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯
- ② 街路樹、路傍樹
- ③ 信号機、道路標識、道路上の柵、その他これらに類するもの
- ④ 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ⑤ 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、路上変電塔
- ⑥ 送電鉄塔、送受信塔
- ⑦ 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他これらに類するもの
- ⑧ 銅像、神仏像、記念碑、その他これらに類するもの

3 許可地域等は…

次の地域で、屋外広告物を掲出しようとするときは、許可が必要です。

- ① 市内全域(禁止地域等を除く)
- ② 知事が指定した道路や鉄道等
- ③ 知事が指定した道路や鉄道等から見渡せる地域
ア、禁止地域として指定された道路、鉄道等の両側千メートル(禁止区域または禁止区域の部分を除く)